

自転車安全利用五則

自転車安全利用五則は、国が自転車の通行ルールの啓発のために定めたものです。自転車に乗るときは「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止

- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

放置自転車はやめましょう

駅前では、歩道や商店前などに迷惑な放置自転車が多く見られます。これらは通行の妨げとなるばかりか、倒れて歩行者にケガをさせたり、消防や救急活動などの妨げになります。

駅前広場等は誰もが利用する場所です。駅等を利用する場合は、人に迷惑をかけずに駐輪場を利用しましょう。

また、自転車には防犯登録をし、鍵を二重にかけするなど盗難防止を心がけましょう。

「夏の交通事故防止運動」を実施

交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、夏休み中の児童・生徒の交通事故防止などを目的に実施します。

〈期間〉 7月15日(水)～24日(金)

◎スローガン

人も車も自転車も

安心・安全 埼玉県

〈運動重点〉

- ◎埼玉県重点
 - ・ 子どもと高齢者の交通事故防止
 - ・ 自転車の安全利用の推進
 - ・ 飲酒運転の根絶および路上寝



込み等による交通事故防止

◎越谷市重点

- ・ 自転車利用者のマナーの向上
- ・ 交通安全課 ☎96440110、市役所くらし安心課 ☎96311855

「ご意見をお寄せください」

◆越谷市食品衛生法施行条例の一部を改正する案について

越谷市では、食品衛生法に基づき、食品関係営業に係る営業施設の管理運営基準を定めています。このたび、厚生労働省の指針が改正されたことを踏まえ、条例の一部を改正する予定であることから、この素案に対する意見を募集します。

日(木)にご意見シートに必要事項を記入のうえ、生活衛生課(東越谷10の81越谷市保健所内)、保健センター(東大沢1の12の1)、情報公開センター(本庁舎2階)に設置してある意見箱へ投かんしてください(ファクス・メール可)。条例の素案およびご意見シートは、ご意見箱設置場所のほか、市ホームページから印刷できます。なお、い

ご協力をお願いします
関情報統計課
☎963-9121

国勢調査 2015

平成27年10月1日



ご協力をお願いします
関情報統計課
☎963-9121

傍聴

◆緑の基本計画策定審議会

時7月28日(火)、午後2時から

時7月21日(火)、午後3時から(傍聴は3時30分前から予定)

◆越谷市介護保険運営協議会

時7月21日(火)、午後3時から(傍聴は3時30分前から予定)

公募委員募集

◆越谷市景観評価委員

景観計画の拡充・見直し等の評価および良好な景観の形成の推進に必要な事項についての調査審議。任期は10月1日から2年間。回次のすべてに該当する方、2人以内。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している、満18歳以上の方 ②市のほかの審議会等の公募による委員でない方 ③市の職員でない方 ④景観に関する実務または活動の経験がある方 時7月31日(金)、午後5時15分(必着)まで「越谷における良好な景観形成について」をテーマとした700字～1000字の作文と住所・氏名・年齢・性別・電話番号・自己PRを明記した書類

振り込め詐欺防止のため 通話録音機器を無償でお貸しします

振り込め詐欺の被害が多発している高齢者世帯に、被害防止に効果が認められている通話録音機器を無償でお貸しします。悪質商法・悪質な勧誘などの消費者被害にも効果があるものです。

〈対象〉 市内在住で65歳以上の高齢者が居住する次の要件に該当する世帯1世帯あたり1台。①高齢者単身世帯 ②高齢者夫婦世帯 ③日中高齢者のみとなる世帯

〈期間〉 原則として1年

〈条件〉 機器の利用に関する

平成27年度 住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

〈対象〉 自ら居住する住宅に設置する市民、もしくは平成28年3月31日までに市内に居住予定の方およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合。いずれも市税等の滞納や建築物等に法令違反がないこと

〈補助対象設備〉 ①太陽電池モジュール認証を受けた未使用品で交付決定日以降に着工し新規に設置をするもの ②28年3月15日までに電力会社と供給契約を結び余剰電力の買取り契約が結ばれること

〈補助金額〉 最大出力1キロワットあたり3万円。上限は、戸建て住宅は10万5000円(3.5キロワット)、マンションは30万円(10キロワット)

〈申請〉 7月30日(木)～8月12日(水)に申請書(環境政策課で配布のほか市ホームページから印刷可)を環境政策課へ(土曜・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分。郵送は10月1日から1年9カ月 回次のすべてに該当する方、若干名。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している18歳以上の方 ②市のほかの審議会等の公募による委員でない方 ③市の職員でない方 回「学校給食」または「食」をテーマにし

た800字程度の作文と住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記した書類(様式自由)を7月31日(金)までに給食課へ(郵送可)。書類選考のうえ9月上旬頃、結果を本人に通知します。提出書類は返却しません。 回給食課 ☎9633-92993

今月の市民課の休日窓口は7月19日(日)です